

# 「瑞穂町協働宣言」の 実現に向けた提言書

平成27年3月

瑞穂町の協働を考える会議

# 目次

はじめに	.....	2	ページ
第1章 協働とは	.....	3	ページ
1 協働とは			
2 なぜ協働が必要なのか			
3 瑞穂町の目指すべきところ			
第2章 提言	.....	7	ページ
1 協働の周知・啓発			
2 NPOや地域団体、行政が共通に出会える場づくり			
3 協働の仕組づくりと職員の意識改革			
おわりに	.....	11	ページ
資料	.....	12	ページ
その1 瑞穂町協働宣言（H26.10.8 策定）			
その2 瑞穂町協働宣言(案)作成のための意見募集の結果及び パブリックコメントの結果における小学生からの意見			
その3 瑞穂町の協働を考える会議			

## はじめに

私たち瑞穂町の協働を考える会議は、平成25年度に設置されてから約2年にわたり、町における協働によるまちづくりを推進するための議論を重ねてきました。

計22回の会議では、自由討議やグループに分かれたワークショップを行い、協働することのメリットをはじめ、委員自身が行っている協働あるいは行政が行う協働について協議しました。また、協働に関する現状や協働することで実現できる理想の町について議論しましたが、さらに、協働が必要となっている社会的な背景や郷土の歴史を理解することで、町の風土に合った協働型社会のあり方について議論を深めることができました。

議論してきた内容を総括する意味で、これまでの議論の経過や内容について振り返り整理を進め、協働によるまちづくりを推進するための課題を解決するために必要と考えられる事項を提言書としてまとめました。

構成ですが、第1章で協働に関する基本的な事項をまとめ、そこから、協働が必要とされている背景や町が目指すべきところをまとめ、第2章でこれからの協働のまちづくりで行政に行っていただきたい取組や基本姿勢をまとめています。

提言は町長に行うものですが、住民やNPO、企業など町に関わるすべての方に、この提言書の趣旨が広く行きわたり、ともにまちづくりをしていくための参考としていただければ幸いです。

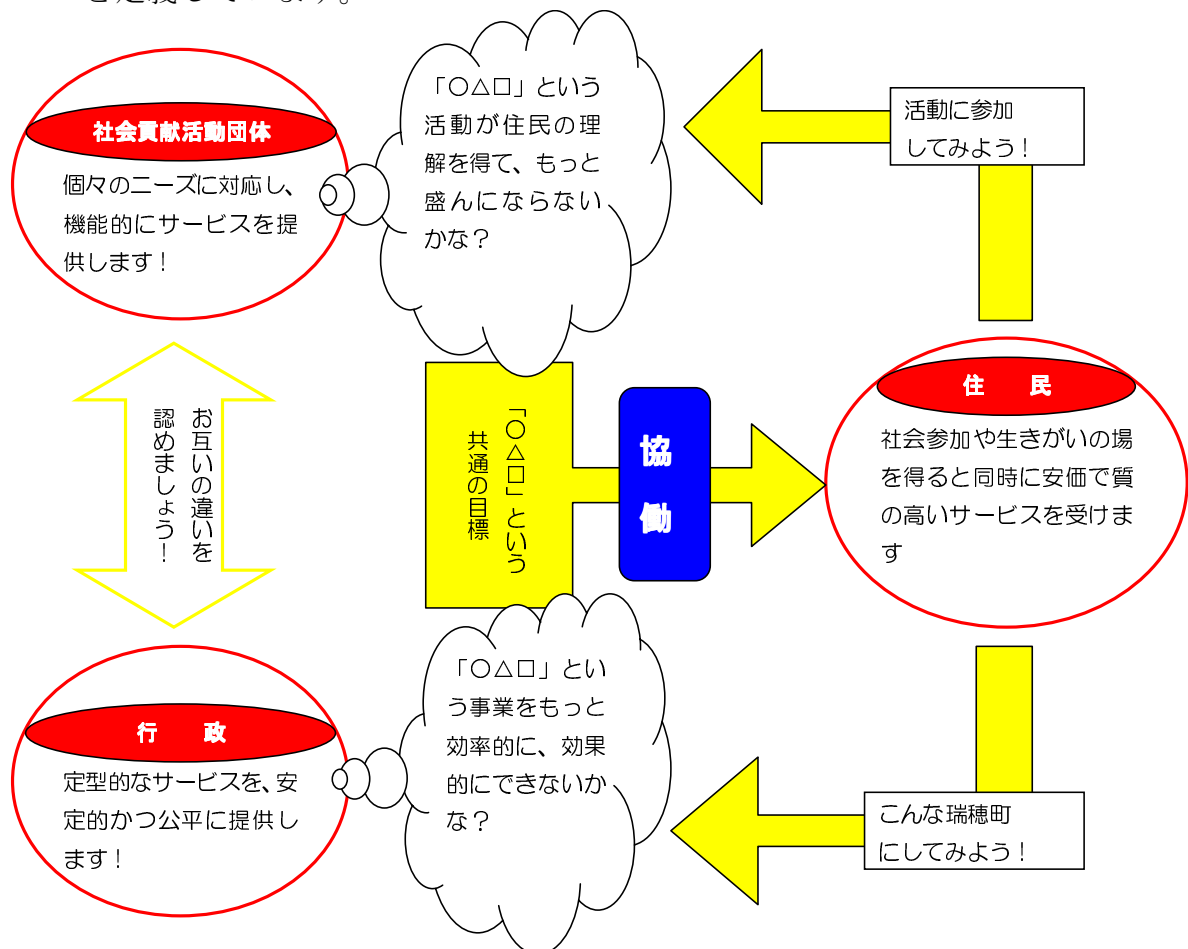
# 第1章 協働とは

## 1 協働とは

瑞穂町では、社会貢献活動団体（※）と行政の協働を、「相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けたサービスの提供、さらには現場からの政策提案・提言をするなどの協力関係」としています。

行政は、定型的なサービスを安定的に公平に提供する役割があり、社会貢献活動団体は、個々に対応して、機能的にサービスを提供することに優位性を持っています。このようにそれぞれの機能があり、活動条件も違うことから、互いの長所を生かし、短所を補うことで、新しい要望に対応するよりよいサービスの提供が可能となります。社会貢献活動団体、社会貢献活動を行う企業、行政そして住民それぞれがメリットを得ることが協働の意義であり、この積み重ねが豊かな地域社会を創ることになると考えられます。

※ 『瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針』では、社会貢献活動団体を特定非営利活動法人、市民活動団体及びボランティア団体と定義しています。



図：瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針（概要版）より

瑞穂町の協働を考える会議において、協働について議論をした際、まずは町に関するすべての人が、「自ら関することで町をより良いものにしていく。」というまちづくりへの参加意識を持ち、そこに行政や専門家を交えた協働が必要とされる場合には、お互いに知恵や労力などを出し合っていくことが重要であるということに集約されました。

## 2 なぜ協働が必要なのか

### (1) 社会的課題、地域課題

現在日本は、高度成長期を中心として、都市化・産業化が急激に進み、更に少子高齢化も相まって、地域コミュニティを取り巻く状況が大きく変化しています。

都市部においては、人口の移動が激しく、単身者世帯が多い地区では、地域への愛着が希薄で、地域活動への参加意識が高まりにくく、地域コミュニティの弱体化も叫ばれています。そこで、地域における子育て支援の充実など、これまで地域コミュニティが住民同士の相互扶助により担ってきたこれらの機能を、今後、どのように維持していくかが課題となっています。

### (2) 瑞穂町の課題

瑞穂町においても少子高齢化が一段と進み、10年前と比べ年少人口・生産年齢人口ともに減少の一途をたどっています。高齢化率も16%から25%に上昇していることから、社会保障負担の増大や労働力人口の減少などに大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、町には40の町内会・自治会がありますが、平成17年4月現在で66%あった加入率も平成25年4月現在では52%と、近隣自治体と比べると高い数値を示しているものの徐々に減少し、地域コミュニティの希薄化やコミュニティ活動の維持に支障を来すことが懸念されます。

今後町の財政状況も厳しくなっていくことが予測される中で、まちづくりは単に行政が人的あるいは金銭的支援を行うのではなく、住民と行政が一緒に考え、それぞれができることを確認する中からまちづくりを行う、住民と行政の協働という形で推進していくことが求められています。

### 3 瑞穂町の目指すべきところ

瑞穂町の協働を考える会議では、協働することで住民や行政にとってそれぞれどのようなメリットがあるのかを議論しました。

住民にとってのメリットは

- ・ まちづくりの主役となり、主体的に参加できる。
- ・ 住民の思いが行政に伝わる。
- ・ 住民同士が互いに補い合える。
- ・ 様々なサービスが受けられる。
- ・ 住民が作り上げたものを活用することで生活の向上につながる。
- ・ 子どもから高齢者までの世代間交流や新しいコミュニティが生まれる。
- ・ スキルやノウハウを共有でき、それらを後世に残すことができる。
- ・ 住民と行政の距離が近づく。
- ・ 町への愛着が生まれる。
- ・ 生きがい、やりがいをもった日々になる。

といったことが挙げられました。

行政にとってのメリットは

- ・ 住民とまちづくりを考えることができる。
- ・ 意見交換が活発になる。
- ・ 住民の考えを知る場となり、また行政の事業などを知ってもらえる機会となる。
- ・ 住民参画が進み、住民の要望を具体的に実現することができる。
- ・ 行政サービスの住民の利用度が向上する。
- ・ 財政の健全化が図られるとともに、住民が必要とする事業に予算を投資することが可能となる。
- ・ 住民の持っているスキルやノウハウを獲得することができる。
- ・ 住民提案により、職員とは違った視点で物事を進めることができる。
- ・ 職員の自主性が向上するとともに業務に対する士気が上がる。
- ・ 行政サービスで届かない公共福祉が実現する。

といったことが挙げられました。

住民と行政の双方に様々なメリットがあり、住民を含めた様々な主体との協働は現代社会で課題となっている少子高齢化の問題やそれに起因する地域コミュニティの希薄化の問題などにおいても大きな効果が期待できます。

町の特徴についてですが、町全体で活動をしようとしたときに面積がちょうど良いこと、純朴で温かい人間関係ができていること、花卉園芸、茶業、酪農など農業が盛んであるといったプラスの面がある一方で、まちづくりに対する意識が低いのではないかとといったマイナス面の意見も聞かれました。

今後は地域のつながりや結束力を強化し、まちづくりへの関心を高めていくとともに、住民や企業、地域団体と行政が、それぞれ自立し、対等な関係で自らの役割とその責任を分担するとともに、情報を共有し手を取り合いながら、町に関するすべての人がまちづくりに参画できる協働型社会を目指すことが必要です。

## 第2章 提 言

瑞穂町の協働を考える会議では、瑞穂町協働宣言（案）を作成するとともに、宣言の実現に関することについて議論を重ね、必要な取組や基本姿勢などを3つの項目にまとめました。

協働のまちづくりに関する本格的な議論はこれからが始まりであると考えます。協働宣言を実現していくためにも、提言する3つの項目を具体的に実施するとともに、協働の推進体制を確立させることが必要です。

町長のご理解とご努力をいただくとともに、住民、議会、行政及び町に関するすべての人が協力し、一体となってまちづくりを進めていただくことをお願いいたします。



## 1 協働の周知・啓発

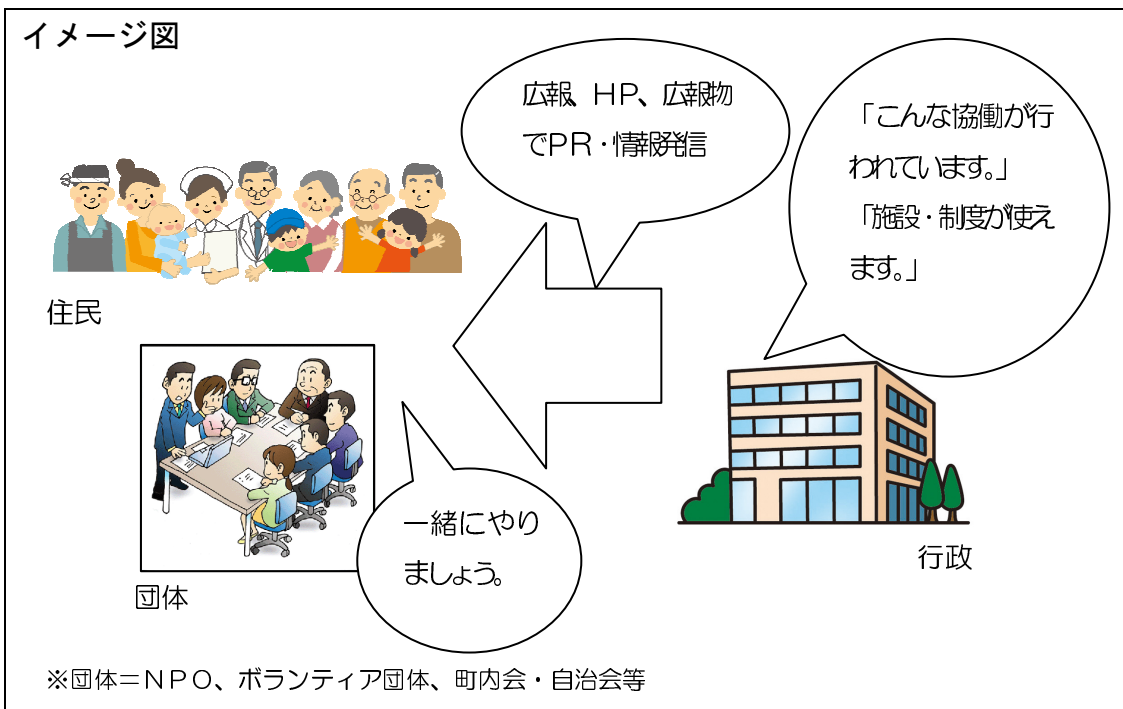
町は、現在行われている協働事業について、ホームページや広報などによって周知、啓発を行っているものの、それが必ずしも効果的に伝えられているとは言えません。

ホームページや広報などを通じて、より協働を身近に感じ、気軽に携わることができるようになれば、私生活の充実、ひいてはより良いまちづくりにつなげることができます。

そこで、広く情報を伝えていくことはもとより、いかにして協働することで得られる楽しさや喜びを分かりやすく伝えていくかが重要です。

具体的には、

- (1) 多種多様な人が集まる催し物や各種事業、または、ホームページや広報などを活用し、積極的にPRしましょう。
- (2) 協働事業を紹介する広報物や協働事業を端的に表すマークを作成し、公共施設や商業施設などに掲示しましょう。
- (3) 協働に関する問い合わせへの対応や協働に関する情報を発信していくことができる窓口を設置しましょう。



## 2 NPOや地域団体、行政が共通に出会える場づくり

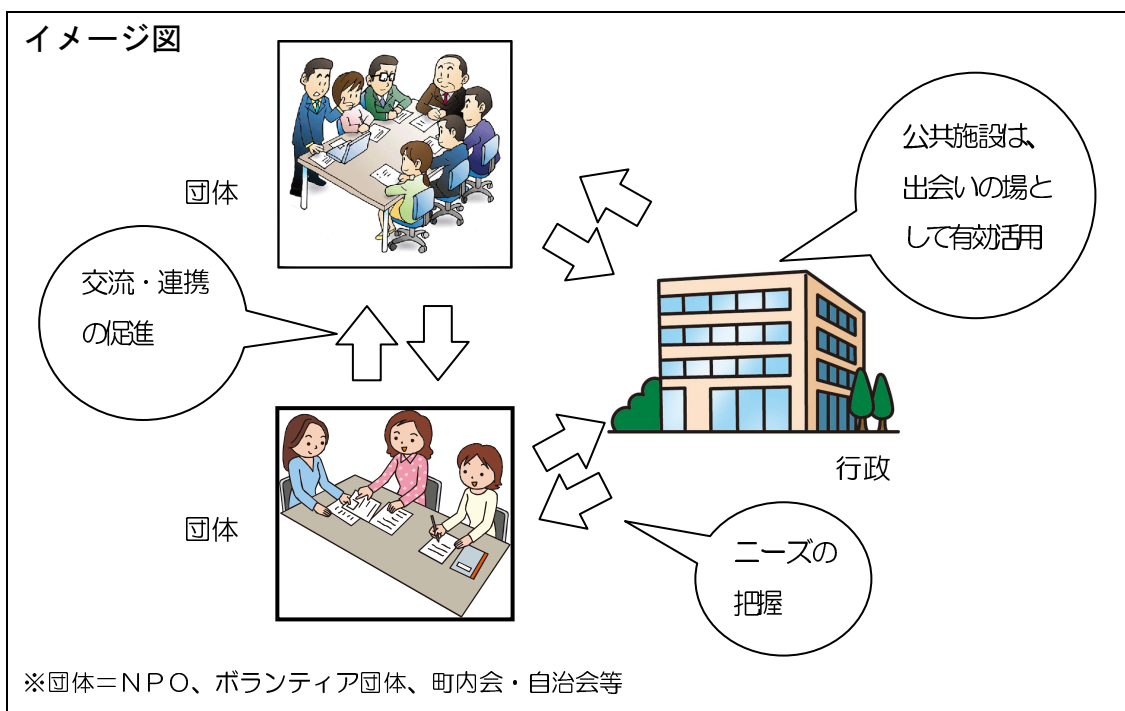
地域協働によるコミュニティ機能の再生・充実と地域力の強化が求められています。

現在、町内会・自治会やNPO、ボランティアの方々の活動は地域づくりにおいて重要な役割を果たしている中、各団体の活動において、行政の財産や制度が効果的に活用され、また、それぞれが有機的に連携しているとはいえません。

そこで、多様性や異質性に対する理解や共感する能力を高めるため、または住民同士がお互いを知り合うための様々な「出会いの場」づくりをしていく必要があります。

具体的には、

- (1) 各団体の活動・交流の場や情報発信・情報交換の拠点として公共施設を積極的に提供するとともに、施設が有効的に活用されるよう工夫しましょう。
- (2) 住民のニーズを把握し、まちづくりを支える活動に対する補助制度や既存の住民参加型の行事が有効的に実施されるように工夫しましょう。
- (3) 住民と行政の協働に限らず、企業と行政あるいは住民同士の協働など、各活動のネットワーク化を推進し、分野に捉われない多業種の交流・連携を促進させましょう。



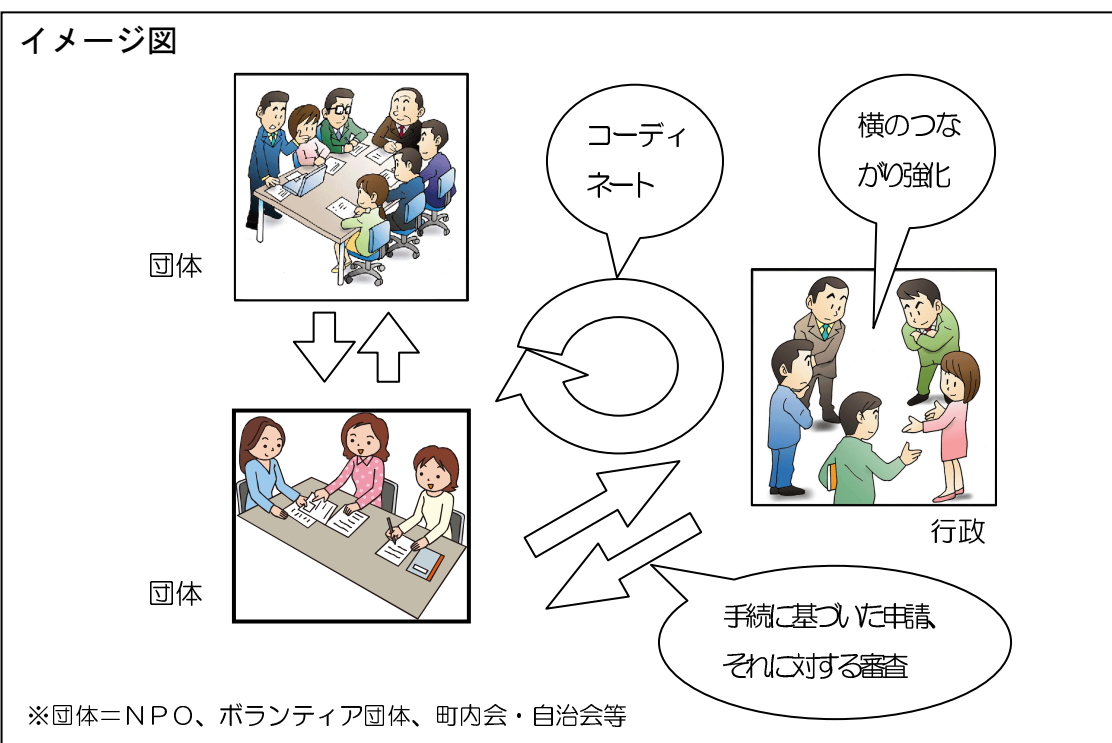
### 3 協働の仕組みづくりと職員の意識改革

協働によるまちづくりを進めていくためには、行政側からの一方的な関係を望むのではなく、双方が話し合い、十分な準備とノウハウを共有すること、また、協働のための協働になっていないか、再度協働の原則に立ち返ることが重要です。

住民参画や協働の仕組みをつくっても、職員がその必要性を認識していなければ参画や協働は進みません。住民への周知・啓発も重要ですが、職員も住民の視点から課題を捉え、住民やNPOなどとともに課題を解決することの重要性を理解し、協働のパートナーとしての役割意識を変えていくことが必要です。

具体的には、

- (1) 研修などを通じて協働についての理解を深めていくとともに、業務に関するスキルアップを図りましょう。
- (2) 住民が各種制度などをうまく運用することができ、活動が円滑になるようコーディネートしましょう。
- (3) 住民の多岐に渡るニーズに対して、柔軟かつ積極的に対応できるよう、行政組織のつながりを強化しましょう。
- (4) 協働事業が円滑に行われるよう、事務手続きに関する標準的なモデルを定めるとともに、定められた手順によって提案された内容を客観的な視点で審査することができる機関を設置しましょう。



## おわりに

瑞穂町の協働を考える会議において、これまで瑞穂町協働宣言（案）の作成や、宣言の実現について様々な視点から議論を重ねてきましたが、今までに議論してきた以外にも、効果的な取組や考え方がまだあるものと考えています。

協働によるまちづくりを推進していくためには、この提言書で述べた取組を実施するのみならず、住民のまちづくりに対する意識の向上策や民間同士の協働について研究をしていくとともに、一層効果的かつ効率的な協働によるまちづくりを実現するための具体的な方法について、議論及び検討を重ねていく必要があると考えます。

私たちは今、自分たちが住むまちを見つめ直し、何をしなければならないのかを考え、そして実践していくスタートラインに立っています。

この提言書に示したものは、あくまで瑞穂町の協働を考える会議からの提案であり、主体は住民、地域、そして行政です。

それぞれの主体が持っている多様な力が十分に活かされるよう、行政も調整力を発揮し各主体と協働しながら、総合的な支援策と環境づくりを進めることを期待するとともに、様々な活動の場を舞台に、より広い議論が展開していくことを望みます。

# 資料 その1 瑞穂町協働宣言（H26.10.8 策定）

## 瑞穂町協働宣言

～ 手をとって みんなで楽しお まちづくり ～

瑞穂町は、狭山丘陵や狭山池など身近にある自然、青梅街道や日光街道など歴史を彩った数多くの街道が残っています。

自然と歴史の足跡が残るこの町は、古くから多くの人が行き交うことでさまざまな文化や産業、そして人々のつながりが生み出されています。

先人が残してきた自然や人々が育んできたさまざまなつながりを大切に守り、未来に向け瑞穂町を育てていくためにも、私たちはみんなで考え、汗を流し、それぞれができることを分かち合い、ひとつになることで、協働のまちづくりを実現します。

### 1 つながろう 人と人

みんなが縁やきずな、喜びを感じ、共に生きていくために、子どもからお年寄りまでの誰もが、優しさにあふれ、心が通い合う温かい人間関係を築きます。

### 2 参加しよう 地域づくり

地域の主役である私たちが、誇りを持って、これからも住み続けたいと思えるような地域をつくり上げていくために、地域の行事や活動に参加する意識を持ち、積極的に行動します。

### 3 楽しもう 生きがいとやりがい

お互いに協力することで、私たちが思い描くまちづくりを実現していくために、遊び心と楽しさを持ち、私たちそれぞれができることを活かすことで、生きがいとやりがいを分かち合います。

### 4 育てよう 新たな出会い

さまざまな人たちが集まる出会いの場をきっかけに、目的を共有し、人と人とのつながりや支え合いを通じて、新たなコミュニティづくりとコミュニティを支えるリーダーシップを育みます。

### 5 広げよう 人と心の和

私たちが積み重ねてきた経験や知識を互いに分け合っていくとともに、それらを積極的に発信し、それぞれが持つ魅力を伝えていくことで、人と心の和を広げます。

## その2 瑞穂町協働宣言(案)作成のための意見募集の結果及び

### パブリックコメントの結果における小学生からの意見

テーマ : みなさんも、協力し合うまちづくり、助け合うまちづくりについて考えてみませんか?私はこんな町にしたい、私は町を良くするためにこんなことをしてみたいなど、ご意見を聞かせてください!

- ごみのないきれいな町にして、お花がに合う町にしたい。(きれいで、せいけつな町に見えると、自分でもすっきりして、気持ちがいいから。)
- ごみのないきれいな町にして、お花がに合う町にしたい。
- みらいに・ずっと・ほこれるまちのために、わたしは、ごみのないみずほにしたいです。
- 私は、みんなとなかよくする町にしたい。あと、私は、町を良くするために、あいさつをしっかりとしたいです。
- 私は、いじめのない、のほほんとした町にしたいです。私は、町をよくするために町をきれいにするようにしたいです。
- 町を良くするために、地いきで、「ゴミ」ひろいをしたらいいと思います。りゆうは、ゴミがなければ、町も心もピッカピッカになるからです。
- やさしい人が、いっぱいいる町にしたい。みんなにやさしいことばをつかいたい。
- ポイすてはもちろん、ごみのぶんべつもしておちている物ももちかえりをし、キレイな町をつくりたいです。だれ一人ポイすてや、町をよごす人がいない町にしたいです。
- あんぜんにあそべて、ふしんしゃもでなくて、どろぼうもいなくて、けんかもない町にしたいです。
- わたしは、おやすみのひにおとうさんとくさかりをしているのできれいなまちにしたいです。
- 私は、楽しい町きれいな町にしたいです。私は、町をよくするためにゴミひろいや、あいさつうんどうをしてみたいです。
- 私は、まちのやくに立ちたいと思います。なぜかは、みずほまちにゴミがたくさんおちているのでゴミひろいを自分からひろいます。
- わたしはおはながいっぱいさいているまちにしたいです。
- ポイ捨てなく、治安がいい瑞穂町!!
- 公園がたくさんあってとても広いあそぶ場所があるといいとおもいます。

※原文のまま掲載しています。

### その3 瑞穂町の協働を考える会議

町が進める協働のまちづくりについて、地域あるいは行政が行っている協働に関すること、協働の意識の醸成に関すること及び新たな事業の協働への展開について議論するため、公募委員及び町長が指名するもので構成する瑞穂町の協働を考える会議を平成25年5月に設置しました。

会議には瑞穂町協働施策推進アドバイザーを招き、協働の町づくりに関する講演、会議進行上の助言及び会議の講評などをいただきました。

#### 構成員

氏名	分野、職歴等
古宮郁夫 (座長)	前町内会長、地域コミュニティ
加戸佐織 (副座長)	企業、ボランティア
榎本和己	前消防団長(安全・安心)、商業者
香取幸子	国際交流、交通安全推進協議会
川口尊	情報特派員、男女共同参画社会推進委員会委員、姉妹都市委員会委員
近藤隆幸	農業、消防団
清水久央	酪農、消防団
中沢清	スポーツレクリエーション、環境ボランティア
野本多恵子	NPO法人(高齢者、障がい者)、ボランティア

#### 協働施策推進アドバイザー

辻山幸宣	公益財団法人 地方自治総合研究所 所長
------	---------------------

## 瑞穂町の協働を考える会議の経過

回	開催日	協議内容等
第 1 回	平成 2 5 年度 5 月 2 日	瑞穂町の協働を考える会議について、 講演『住民と行政の協働のまちづくり』 講師：辻山幸宣氏、 講師との意見交換
第 2 回	6 月 1 9 日	(仮称) 瑞穂町協働宣言 (案) について、 協働宣言の策定に向けた自由討議 (1 回目)
第 3 回	7 月 2 3 日	策定スケジュールについて、ボランティアについて、 協働宣言の策定に向けた自由討議 (2 回目)
第 4 回	8 月 5 日	講演『瑞穂町の郷土と歴史』 講師：滝澤富一 瑞穂町郷土資料館館長 協働宣言の策定に向けた自由討議 (3 回目)
第 5 回	8 月 2 6 日	意見公募について、協働宣言の策定に向けた作業 (1 回目)
第 6 回	9 月 2 4 日	協働宣言の策定に向けた作業 (2 回目)
第 7 回	1 0 月 2 1 日	(仮称) 瑞穂町協働宣言 (案) の骨子について
第 8 回	1 2 月 1 8 日	(仮称) 瑞穂町協働宣言 (案) について
第 9 回	1 月 2 3 日	(仮称) 瑞穂町協働宣言 (案) について、協働宣言の実現について
第 1 0 回	2 月 2 6 日	(仮称) 瑞穂町協働宣言 (案) について、協働宣言の実現について
第 1 1 回	3 月 2 5 日	協働宣言の実現について (ワークショップ)
第 1 2 回	平成 2 6 年度 4 月 1 4 日	会議における委託・指定管理者制度の扱いについて、 (仮称) 瑞穂町協働宣言 (案) のパブリックコメントについて
第 1 3 回	5 月 1 3 日	(仮称) 瑞穂町協働宣言 (案) のパブリックコメントについて、 協働宣言の実現について
第 1 4 回	6 月 1 7 日	協働宣言の実現について、議会への報告について
第 1 5 回	7 月 8 日	パブリックコメントの結果について、協働宣言の実現に向けた提言について
第 1 6 回	8 月 1 3 日	(仮称) 瑞穂町協働宣言 (案) について、協働宣言の実現に向けた提言について
第 1 7 回	9 月 1 6 日	協働宣言の実現に向けた提言について
第 1 8 回	1 0 月 1 4 日	協働宣言の実現に向けた提言について
第 1 9 回	1 1 月 1 1 日	協働宣言の実現に向けた提言について
第 2 0 回	1 2 月 1 6 日	今後の協働施策推進体制について、協働宣言の実現に向けた提言について
第 2 1 回	1 月 1 3 日	協働と議会について、協働宣言の実現に向けた提言について
第 2 2 回	2 月 1 8 日	協働宣言の実現に向けた提言について、町長への提言書の提出について
—	3 月 1 6 日	町長への提言書の提出



